

あんしんして活動を行うために ～ふれあい保険～

★ ふれあい保険とは

市川市内に活動拠点を置く市民団体(※)が継続的・計画的に行う市民活動についての保険で、市があらかじめ保険料を負担し、活動中に起きた事故を補償するものです。

なお、当該保険の適用にあたり、市川市への事前の申し込みは不要です。

(※)団体の定款等で定められた主たる本拠地が市外の場合は、対象外となります。

例:活動場所は市川市内だが、事務局が船橋市に置かれている など

保険の内容

市民団体等の活動中に発生した事故に対し、次の2本立てで補償します。

＜賠償責任保険＞	＜傷害保険＞																
<p>その活動の主催者が法律上の賠償責任を問われた場合 (指導等の過失により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の賠償責任を負ったとき)</p> <p>[免責額 (自己負担額 1万円)]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">身体賠償</td> <td style="width: 10%;">限度額</td> <td style="width: 10%;">1名 6,000万円</td> <td style="width: 10%;">1事故 2億円</td> </tr> <tr> <td>財物賠償</td> <td>限度額</td> <td>1事故 100万円</td> <td></td> </tr> </table>	身体賠償	限度額	1名 6,000万円	1事故 2億円	財物賠償	限度額	1事故 100万円		<p>活動中に発生した事故により保険対象者が死亡・負傷した場合 (市民活動中の急激・偶然な外来の事故で、活動者がケガ等をしたとき)</p> <p>[事故日から7日経過後も入通院した場合]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">死亡</td> <td style="width: 70%;">200万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障がい</td> <td>8万円～200万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>1日 3,000円</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>1日 2,000円</td> </tr> </table>	死亡	200万円	後遺障がい	8万円～200万円	入院	1日 3,000円	通院	1日 2,000円
身体賠償	限度額	1名 6,000万円	1事故 2億円														
財物賠償	限度額	1事故 100万円															
死亡	200万円																
後遺障がい	8万円～200万円																
入院	1日 3,000円																
通院	1日 2,000円																

★ 保険の対象

- ①活動の日時や場所、内容があらかじめ決まっており、事故後に確認可能な活動が対象となります。
- ②行事当日の参加者名簿に掲載されている方が対象となります。
- ③医療機関を受診し、医師による医療行為を受けることが条件になります。
- ④活動への往復途上も対象となりますが、通常の経路をはずれている場合には対象外となります。
- ⑤市民が無報酬(実費弁償を除く)で参加した活動が対象になります。
- ⑥他にも活動の内容等によって、保険が適用されない場合があります。

活動の種類	団体(例)	活動(例)
地域社会活動	自治会、PTA、高齢者クラブ 等	防犯、防火・防災、清掃、盆踊り、運動会、研修会、講演会 等
青少年育成活動	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト スポーツ少年団 等	スポーツ、スポーツ大会 等
社会福祉・社会奉仕活動	ボランティア団体 等	社会福祉施設での支援活動、手話通訳 等
社会教育活動	公民館利用団体、学校開放利用登録団体、スポーツセンター利用団体、障がい者福祉団体 等	スポーツ、文化活動(料理、音楽、絵画等)、各種大会 等
市主催の行事等への参加や手伝い	/	公民館講座への参加者、市民まつり手伝い 等(学校や企業等を介しての参加の場合、対象外となる場合があります)

★ 保険金が支払われない例

- ① 宗教、政治及び営利を目的とした活動
- ② 地震、噴火などの天災地変によるもの
- ③ けんかや自殺、犯罪行為による傷害
- ④ 冬山登山など、危険なスポーツによる傷害
- ⑤ 細菌性食中毒によるもの
- ⑥ 脳疾患、疾病または心神喪失によるもの（熱中症も対象外となります）

事故が起きたら

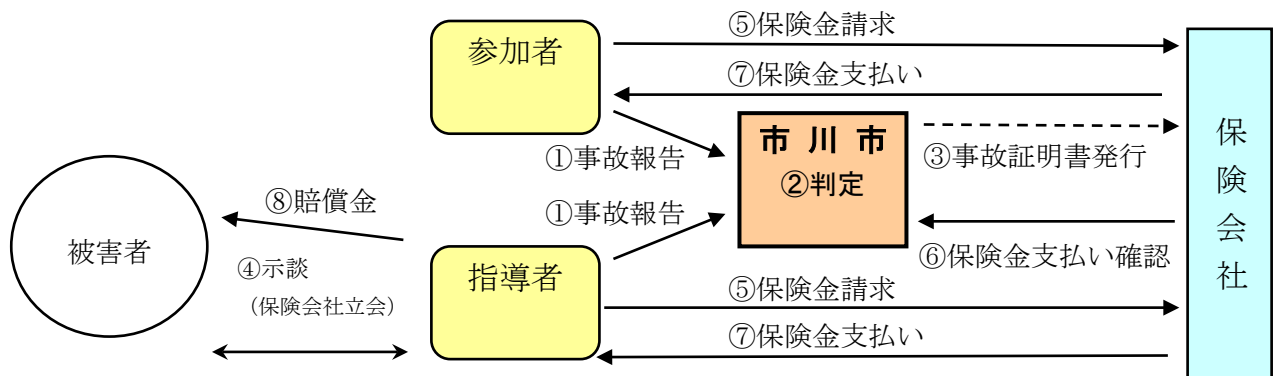
団体等を登録している担当課まで速やかにご連絡ください。

【例】 自治（町）会	⇒	自治振興課
子ども会	⇒	生涯学習振興課
高齢者クラブ	⇒	地域共生課
P T A連絡協議会	⇒	教育政策課
スポーツセンター利用団体	⇒	スポーツ推進課・スポーツ施設課

●事故後にご提出いただく書類

- ①事故報告書（書式が決まっています）
 - ②団体の概要が把握できる書類（会則、規約 等）
 - ③会員名簿
 - ④事故が生じた行事に関する詳細が把握できるもの（チラシ、計画 等）
 - ⑤事故が生じた日における団体の参加者名簿
- ※そのほかにも行事や事故の状況を把握するための書類の提出をお願いすることがあります。
 ※事故報告書は事故日から原則として1ヶ月以内に担当課へご提出ください。

★ 保険金が支払われるまで



問い合わせ先

市川市 市民部 NPO・市民活動支援課
 市川市八幡1丁目1番1号
 電話 047-712-8704（直通）